附属書Ⅱ　第七条２に規定する適合しない措置

1　締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動について、第七条２の規定に従って記載するものである。

(a)　第二条
(b)　第三条
(c)　第六条

2　表の留保事項には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保事項が対象とする分野を示す。
(b)　小分野。「小分野」には、記載する場合には、留保事項が対象とする個別の小分野を示す。
(c)　産業分類。「産業分類」には、記載する場合には、適合しない措置の対象となる活動であって、国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

四	五	六
分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要
金融サービス―保険 全ての保険及び保険関連のサービス 経済活動分類ＧＮＣ〇〇六―二〇一六／Ｒｅｖ・二 Ｋ六五―保険、再保険及び年金基金（強制加入の社会保障を除く。） 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 保険に関するジョージア法（千九百九十七年五月二日）第二条、第七条及び第二十二条 次に掲げる事業体は、ジョージアにおいて保険業（生命保険、生命保険以外の保険、再保険等）のみを営む権利を有する。 (a)　ジョージアにおいて株式会社として登録されている法人であって、保険業を営むために設立され、及びジョージアの国家保険監督機関から免許を受けたもの (b)　経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）の加盟国において登録され、及び免許を受けた保険会社及び再保険会社が「ジョージアにおいて設立した支店」（代表事務所）。及び免許を受けた保険会社及び当該支店はジョージアにおいて他の免許を取得する義務を負うことなく、自らを設立した保険会社及び再保険会社の免許に基づき、ジョージアにおいて前記の形態の保険業の全てを営むことができる。したがって、当該支店を設立した保険会社及び再保険会社が有する免許は、ジョージアの法令に基づいて付与される免許と同等の法的地位を有し、及びいかなる者も当該支店（代表事務所）に対し適当な免許を取得するよう要請する権利を有しない。	金融サービス―保険 保険の補助的なサービス（保険仲立人サービス及び保険代理店サービスを含む。） 経済活動分類ＧＮＣ〇〇六―二〇一六／Ｒｅｖ・二 Ｋ六六・一―金融サービス及び保険業の補助的な業務 Ｋ六六・二―保険及び年金基金の補助的な業務 内国民待遇（第二条） 保険に関するジョージア法（千九百九十七年五月二日）第七条 外国において登録されている法人は、ジョージアにおいて正当に登録されている支店（代表事務所）を通じてジョージアにおける保険仲立業を営まなければならない。	放送 無線放送 経済活動分類ＧＮＣ〇〇六―二〇一六／Ｒｅｖ・二 Ｊ六〇―番組編成・放送業 内国民待遇（第二条） 放送に関するジョージア法（二千四年十二月二十三日）第三十七条及び第四十三条 次に掲げる形態の放送に従事するための免許を有する者又は当該放送に従事することを許可される者は、ジョージア市民又はジョージアの居住者である自然人若しくは法人とする。 (a)　ラジオ放送 ラジオ放送のための免許は、当該ラジオ放送が無線周波数スペクトルを使用する放送用の送信機によって行われる場合にのみ必要とされる。 (b)　テレビジョン放送 テレビジョン放送事業者（公共放送事業者を除く。）は、許可を得なければならない。テレビジョン多重放送のためのプラットフォーム構築には、免許が必要である。

(d)　関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であって、第七条２の規定に従って、留保事項に掲げる分野、小分野又は活動について適用しないものを特定する。
(e)　概要。「概要」には、留保事項が対象とする分野、小分野又は活動の範囲又は性質を記載する。
(f)　現行の措置。「現行の措置」には、特定する場合には、留保事項が対象とする分野、小分野又は活動について適用のある現行の措置の一覧（全てを網羅するものではないもの）を、透明性の観点から明示する。

3　留保事項の解釈に当たっては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。「概要」の事項は、他の全ての事項に優先する。

4　この附属書の適用上、

(a)　「ＪＳＩＣ」とは、日本国総務省が作成し、二千十三年十月三十日に改定した日本標準産業分類をいう。
(b)　「ＣＰＣ」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書Ｍ第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）をいう。

日本国の表（注）

一	二	三
分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置
全ての分野 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a)　ジョージアの投資家又はその投資財産が当該持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b)　ジョージアの投資家又はその投資財産が当該持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c)　後継企業の役員、理事又は取締役の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。	全ての分野 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、日本国における電信サービス、公営競技等に係るサービス、たばこの製造、日本銀行券の製造、貨幣の製造及び販売並びに郵便サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	全ての分野 最恵国待遇（第三条） 日本国は、二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置であって、次のいずれかの事項に関係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。 (a)　航空 (b)　漁業 (c)　海事（海難救助を含む。）

注　透明性の観点から、この表の留保事項には、第十五条の規定に基づいて日本国がとる措置を含むことがある。